

猫の飼主の募集について

当センターに収容された猫の飼主を募集します。

生命の尊重と併せて、地域の模範となる飼主を育成することを目的としているため、募集する飼主の方は、猫の飼主になるための要件に適合し、いくつかの事項を遵守していただくことなどが必要です。

申込み・譲渡等の手続きはステップ1～ステップ5のとおりです。

1 ステップ1（猫の飼主になるための要件に適合していますか？）

次の要件に適合しているかをチェックしてください。

<猫の飼主になるための要件>

- 原則、市内在住であること。
- 成人であること。
- 猫の飼養が可能な住宅に住んでいること。
<賃貸又は集合住宅の場合は、猫の飼養が可能であることが確認できる書類(規約等)を添付するか、猫譲渡申込書 2 ページ目の※以降を管理会社等に記入してもらってください。>
- 飼主になることについて家族全員の同意が得られていること。
- 万が一、何らかの事情で猫を飼えなくなったときに代わりに世話をする人をあらかじめ決めること。

要件に適合!

2 ステップ2（飼主の遵守事項を守れますか？）

飼主になった場合、次の事項を守れるかをチェックしてください。

<飼主の遵守事項>

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 避妊又は去勢手術を実施すること。
- 3.譲渡時に当センターでマイクロチップを装着し、併せて名札など外観から識別できる所有者明示措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 室内のみで飼養すること。

遵守事項を守れます!

★都会の猫事情 - だから室内飼育 -

<まちには危険がいっぱい>



<いつのまにこんなに・・・>

<迷子になったり

帰らなくなったり>



<他の人に迷惑を

かけていませんか?>



ステップ3（猫譲渡申込書の提出） 裏面 へ

3 ステップ3 (猫譲渡申込書の提出)

「猫譲渡申込書」を提出してください(郵送・FAX可)。

猫譲渡申込書は、センター愛護館・保健所窓口にあります。

センターホームページ[<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>]からも印刷できます。

提出・問い合わせ先

: 〒464-0022 名古屋市千種区平和公園 2-106

電話 052-762-1515 FAX 052-762-0423

名古屋市動物愛護センター

申込書の記載事項に欠落等がないかをチェックします。

4 ステップ4 (猫の譲渡と飼い方教室)

譲渡に適した猫がいるときに、申込み受付順に連絡いたしますので来所してください。

- (1) 譲渡に適した猫の中からお好みの猫を選んでください。
- (2) 飼い方教室 (基本的な飼い方と室内飼養等について説明します。)
- (3) 譲渡手続きをします。

譲渡手続き

- 1 譲渡申請書の提出
- 2 マイクロチップを装着します。

マイクロチップ装着手数料(3,400円)を準備してください。

5 ステップ5 (譲渡後の実態調査にご協力をお願いします。)

アンケート調査等を実施いたしますので、猫の飼養管理状況等をお知らせください。